

令和4年加茂市議会9月定例会会議録（第3号）

9月12日

議事日程第3号

令和4年9月12日（月曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

中沢真佐子君

1. 加茂病院を住民のための病院に
2. 加茂市の平和を守る取り組みについて

森 友和君

1. かも美化サポーター事業について
2. 加茂市が所有する土地の活用について

○出席議員（17名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	15 番	樋口 博務君
16 番	安武 秀敏君	17 番	樋口 浩二君
18 番	関 龍雄君		

○欠席議員（0名）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市 長	藤田 明美君	副 市 長	五十嵐 裕幸君
総務課長	明田川 太門君	財政課長	車谷 憲繁君
税務課長 会 計 課 長	目黒 博之君	農林課長 農業委員会 事務局 長	大竹 久範君
商工観光課長	吉田 裕之君	市民課長	智野 賢一君

環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長 加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君	教育長	山川雅巳君
教育委員会 庶務課長 文化会館長	草野智文君	教育委員会 学校教育課長	阿部一晴君
教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君	教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君
監査委員 事務局長	齋藤美佐子君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	野村直美君
次長	坂井恵里君	係長	石津敏朗君
嘱託速記士	丸山夏歩君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

〔4番 中沢真佐子君 登壇〕

○4番（中沢真佐子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の中沢真佐子です。9月定例会の一般質問において、次の2点について質問いたします。1、加茂病院を住民のための病院に。2、加茂市の平和を守る取組についてです。

1、加茂病院を住民のための病院に。最初に、この一般質問を当局に提出したのが9月1日です。その後、9月3日に県央地域の医療再編後の医療提供体制についての住民説明会が県により開催されました。私の質問の中で、その説明会において明らかになったものがありますが、質問はそのままにして行わせていただきます。再質問において補足していきたいと思っております。

当初の計画から大きく変わった県央地域の医療計画は、県央基幹病院と加茂病院の姿を大きく変えるものになりました。県央基幹病院には救命救急センターは併設されず、県央域のER救急を担う病院と位置づけられました。加茂病院は、地域密着型病院として、主に慢性期を担う病院となります。加茂病院のベッ

ド数は168床から80床に削減され、手術はしない、救急車は受け付けない病院になります。受け入れるのは、かかりつけ患者の病状悪化等を診療時間中に限って受け付けます。そして、指定管理者は医療法人崇徳会に決まりました。県央病院の建設で、救えなかった命が救える、救急車は到着したのに1時間も受入先が見つからないというような状況はなくなると住民は安心いたしました。一方、加茂病院は、救急車は行かない、手術も一切しない病院になってしまいました。指定管理者の運営する病院はどのようなものになるか、具体的なことはまだ説明はありません。2017年1月に加茂病院改築事業基本計画の概要の住民説明会が行われました。今回の説明会は、それ以降5年ぶりの住民説明会となりました。今後は必要時、説明会を行って行くとしておりますので、住民の疑問と不安に答えていただきたいと思います。令和5年度中に県央基幹病院が開院すれば、加茂病院も指定管理者の運営が始まる計画とのことです。

それでは、伺います。1、いつから指定管理者の運営になるのですか。2、崇徳会とはどのような病院でしょうか。指定管理になった病院の名前はどのようなになりますか。ちなみに、県央基幹病院は済生会新潟県中央基幹病院となるとのことです。3、加茂病院は、現在168床ありますが、このベッドが80床に半減します。残りの88床はどうなりますか。介護医療院等への転用はあるのでしょうか。4、現在勤務している職員の処遇はどうなりますか。5、病児保育園は、現在、加茂病院の医師が必要時対応されていますが、指定管理者になったらどうなるのでしょうか。6、加茂福祉会、平成園、第二、第三平成園の担当医も加茂病院の医師が担っていますが、指定管理者の運営になった場合どうなりますか。現在は、3か所の特養を3名の先生が担当されています。また、産業医協力病院として、職員の健康管理や施設でのみとりもされているとのことです。7、加茂病院は2次救急病院ではなくなりますか。前回、令和4年3月の一般質問のときに、2次救急病院であるかは不明です、今検討中ということだそうですという答弁でした。8、かかりつけでない場合、軽いけがや発熱、腹痛など診察してもらえますか。高齢になって交通手段がなくなると、県央基幹病院まで行くのは大変なことです。2016年厚労省の医療保険に関する基礎資料によると、年齢別病院外来受診回数は、24歳は年6.2回に対し、75から79歳は年33.4回、80、84歳は年35.8回です。若い人の5倍から6倍の受診率です。高齢者にとって、病院への通院は生活の一部です。9、県央基幹病院の在院日数は平均11日間と想定されています。その後、地域の慢性期病棟に移ることが想定されていますが、まだ回復期にある患者はさらに別の回復期病院を経由することになりますか。10、例えば紹介状をなくして、自力で県央基幹病院を受診した場合、診療費はどうなるのか。追加料金が発生しますか。まだこれから様々な意見が出てくると思いますが、まずは以上について伺います。

2、加茂市の平和を守る取組について伺います。ロシアのウクライナ侵攻が始まってから6か月がたちました。ロシアは、核兵器による威嚇を行い、世界に緊張が生まれています。世界中がこの理不尽な戦争を止めようとしていますが、政治的な解決策はまだ見いだせていません。その中で、今年6月、第1回核兵器禁止条約締約国会議が開催され、ウィーン宣言が出されたことは大きな希望です。しかし、その後8月に開催されたNPT、核拡散防止条約会議は、核兵器保有国の傲慢により有益な決議文を出すに至りませんでした。今年8月6日の広島平和式典において、松井広島市長は、核兵器廃絶以外人類を救う道はないと宣言されました。今必要なことは、一人一人の心の中に平和の種をまくことかもしれません。平和教育や平和への取組が一層重要になると考えます。その具体的な取組の参考として、平和首長会議のビジョンは有効と考えます。

加茂市は非核平和都市宣言を行ったことは知られていますが、平和首長会議加盟都市であることはあま

り話題になりません。加茂市は、2009年に平和首長会議に加盟しています。1945年8月、広島市と長崎市が原子爆弾により、両市合わせて21万人を超える多くの貴い命が奪われました。1982年6月24日、当時の荒木武広島市長は、米国ニューヨーク市の国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、世界の都市に、国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと呼びかけました。また、広島、長崎市は、この呼びかけに賛同する都市、自治体で構成する機構として、現在の平和首長会議を設立しました。1991年には国連経済社会理事会のNGOにも登録されています。2022年8月1日現在で166か国と地域で8,200都市が加盟しています。特にロシアのウクライナ侵攻への危機感からか、今年の4月から6月には12か国110都市が一举に加わりました。平和首長会議は、行動計画2021から2025年の行動を策定しています。その中には、持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョンが掲げられており、その中の1つに平和文化の振興を挙げています。その趣旨は、核兵器廃絶に向けた為政者の政策転換を促す環境や人類の共存に向けて連帯する市民社会をつくるため、市民一人一人が日常生活の中で考え行動するという、より根源的に重要な平和文化を市民社会に根づかせ、平和意識を醸成するとしています。そして、そのための具体的な行動を提案しています。

そこで、加茂市における平和についての教育や啓発活動について伺います。1、平和首長会議加盟都市として、非核平和都市宣言の都市として、平和についてのどのような取組がありますか。また、今後の取組計画はありますか。

2、次世代の平和活動を担う青少年の育成は重要と考えます。例えば中学生を広島市の平和式典に派遣してはどうでしょうか。加茂市の5つの中学校から1名ずつを派遣した場合、費用はどのくらいになりますでしょうか。今年は、三条市が9名の生徒と3,000羽の千羽鶴を持って平和式典に参加することが報じられていました。また、燕市は式典への派遣と同時に、市役所のホールを使用して戦争と原爆展を8月に開催しています。そのような取組はいかがでしょうか。

以上、壇上からの発言はここまでとして、続きは発言席からとさせていただきます。

〔4番 中沢真佐子君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。中沢議員の御質問にお答えします。

初めに、県央基幹病院と県立加茂病院については、加茂市の責任の下でお答えできるものではありませんので、県や関係機関の見解を間接的にお伝えするものであることを御承知おきください。

まず、いつから加茂病院が指定管理者の運営になるかについてです。新潟県では、県立加茂病院、県立吉田病院について、県立を維持しながら病院運営に民間ノウハウを活用する指定管理者制度を導入することとし、令和4年2月に指定管理者の募集を開始しました。そこで、県立加茂病院については、指定管理者審査委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補として医療法人崇徳会を選定し、新潟県議会令和4年6月定例会において指定管理者が決定しました。加茂病院の指定管理者による運営開始の時期については未定ですが、県では崇徳会と協議して決定するとのことでした。運営開始までの間は崇徳会と共に移行に向けた準備を進めるため、県央基幹病院開院後すぐということではなく、混乱なく移行できるよう調整しているとのことでした。

次に、崇徳会とはどのような病院か、病院の名前はどうかについてです。医療法人崇徳会は、県内において回復期を中心とする病院や介護施設等の運営実績及びノウハウを有しており、県央基幹病院開院

後に期待される地域包括ケアシステムにおける医療の中心的役割を適切に担うことができる病院です。病院の名前について、県では指定管理者への運営移行後も引き続き県立病院であることに変わりないことから、名前は引き続き県立加茂病院を基本に考えているとのこと。

次に、余った88床はどうなるのか、介護医療院等への転用はあるのかについてです。県央地域医療構想調整会議で、加茂病院は高齢者を中心に様々な疾患、病状の入院需要に対応した病棟機能を持ち、必要病床数は再編対象病院の内科系の入院患者実績、県央基幹病院からの転院患者等の医療需要や地元市町村の人口規模等を考慮した結果、緩和ケア病棟30床を含む80床程度で、空き病棟については福祉や介護施設への転換ということで合意されています。したがって、余った88床については、福祉、介護施設への転換を中心に有効な活用方法を検討することになるとのことです。

次に、現在勤務している職員の処遇はどうなるのかについてです。これについては、今後、県と指定管理者との間で加茂病院での再就職を希望する職員を優先的に雇用するなど、職員の意向に配慮しながら調整するとのこと。

次に、病児保育園の医師対応はどうなるのかについてです。現在、病児保育園の嘱託医の先生は、加茂病院以外の先生にお願いしています。そのほか、市内の小児科の先生と加茂病院の院長は協力医としてお願いしています。加茂病院が指定管理者の運営になったときには、引き続き協力医としてお願いできるかどうか、嘱託医の先生や市内の小児科の先生、指定管理者と協議し、決めていきたいと思えます。

次に、加茂福祉会、平成園、第二、第三平成園の担当医はどうなるのかについてです。加茂福祉会では、加茂病院の運営が指定管理者となった後でも、今までどおり加茂病院の医師に担当医をお願いしたいという要望があります。今後、加茂福祉会の各施設の担当医は指定管理者への移行後も継続してもらうよう、加茂福祉会では県と指定管理者にお願いしていく予定とのこと。

次に、加茂病院は2次救急病院ではなくなるのかについてです。県央基幹病院開院後は、県央基幹病院がER救急体制により圏域内の救急医療の中心的役割を担うこととなります。また、加茂病院では、かかりつけ患者の急変時の対応に加えて、かかりつけ患者以外でも、軽症の方を中心とした平日日中の救急を受け入れる予定です。重症度の高い方や夜間、休日は県央基幹病院で受け入れることとなりますが、県央基幹病院との適切な役割分担の下で、圏域内の救急医療をしっかりと受け止められる体制整備を進めるとのことです。

次に、かかりつけでない場合、軽いけが、発熱、腹痛などは診察してもらえるのかについてです。加茂病院での外来診療では、今の診療科目を基本に、地域に必要な外来機能を維持することとしており、かかりつけでない場合でも、日常の通院や診察は行うこととなります。

次に、県央基幹病院の在院日数は平均11日間と想定されており、その後は地域の慢性期病棟に移ることが想定されているが、まだ回復期にある患者はさらに別の回復期病院を経由することになるのかについてです。加茂病院においては、救急、手術などで県央基幹病院に入院された患者がある程度治療が進み、症状が落ち着いた場合に転院するなどの回復期の受け入れをすることとなりますので、さらに別の回復期病院を経由することはありません。

最後に、紹介状がなく、けがをして、自力で県央基幹病院を受診した場合、診療費はどうなるのか、追加料金は発生するのかについてです。県央基幹病院は、基本的には医師からの紹介状で受診していただくこととなりますが、救急を要した場合ややむを得ない場合には受け入れます。そのときには、診療費につ

いては近くの病院を受診した場合と同じ医療費となりますが、救急などの緊急の場合以外で、ほかの病院からの紹介状がなく受診した場合は、負担する費用が大きくなるということです。

県央基幹病院の開院を軸とした県央地域各病院の役割分担については、県央地域医療構想調整会議で合意されているところですが、今後は県に、加茂病院が指定管理者に移行する準備状況などについての説明会を開催するなど、情報発信を確実に行うよう要望していきたくと思っています。また、加茂病院が医師不足のため診療を縮小することのないよう注視してまいります。

次に、加茂市の平和を守る取組についてです。加茂市は、平成7年、非核平和都市宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会に加入しました。また、現在世界166の国、地域の8,000を超える都市が加盟する平和首長会議には、平成21年に加盟しております。

加茂市が実施している平和についての取組は、例年8月に平和への意識向上のため市役所庁舎に懸垂幕を掲示することや、市民団体等が平和を呼びかける展示会を行う際に市で所有している写真を説明文入りにしてパネルを貸し出すなどの協力を行っています。例年8月15日には半旗の掲揚やサイレンの吹鳴をして黙祷を行い、平和への願いを改めて誓っています。

また、3月8日から行っていたウクライナ人道危機救援金の募金総額は8月末までで28万3,960円に達し、こちらは日本赤十字社を通じてウクライナ救援活動の支援をいたしました。さらに、昨今の世界情勢を鑑み、新しい取組として、児童生徒に平和についての関心を高めてもらうため、市内各小中学校に平和首長会議が実施する子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテストへの応募を夏休みの課題に取り入れていただくよう御協力をお願いしました。平和首長会議が行う事業への参加は今年度が初めてですが、今後も続けていきたいと考えております。

次に、広島平和記念式典への中学生派遣についてです。毎年8月6日に開催される広島平和記念式典は、原爆で亡くなられた方の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念するための式典です。式典には、全国から派遣された多くの子供たちが参列しており、県内からも半数ほどの自治体が参加し、その多くは中学生を派遣しているということです。現在、加茂市では式典への代表団派遣を行っていませんが、戦後に生まれ、戦争体験のない世代が増える中、子供たちの式典参加は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めることのできる大変貴重な機会であると考えています。コロナ禍の中、派遣を見送っている自治体もあると聞きます。社会情勢などを見ながら、今後検討していきたくと思います。

なお、中学生派遣に係る費用については、他市の取組を参考に2泊3日で試算した場合、1人当たり約10万円となります。また、式典への派遣と同時に市役所のホールを使用して戦争と原爆展を開催する取組についても、併せて検討していきたくと思います。

答弁は以上です。

○4番（中沢真佐子君） それでは、一つ一つ確認させていただきたいと思います。

指定管理者になる時期というのは、予定としては令和5年度に基幹病院が開院した後ということですが、けれども、いつからというようなことは決まっていないと、まだ。そして、指定管理者になった病院の名前は加茂病院ということで、県立加茂病院ということになるのですか。これは間違いないでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） これまた県のほうの意向もありますけれども、今のところは県立加茂病院という、また指定管理者と協議が必要かと思いますが、今のところは県立加茂病院という名前でいくという情報は県の病院局からいただいております。

○4番（中沢真佐子君） 県央基幹病院が済生会新潟県中央基幹病院というふうに名前がなると聞いて、やはり新潟県の済生会病院なのかなという印象を受けましたので、名前がどうなるのかということがちょっと気になって、伺ってみました。

それから、現在168床が80床になるわけですが、残りの88床についてはまだ具体的には何もお話しはないということですね。意向としては、例えば介護医療院だとか、あとは新聞では特養とか介護医療院として市とも検討していくみたいな記事がありましたけれども、そういうことでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 残りの88床についてなのですが、一応介護、福祉に転換するという予定でございまして、介護医療院を軸にということで今県のほうは考えていますが、必ずしも全部が介護医療院ということではなくて、そのほかに地域包括病棟ですとか、もろもろ介護、福祉ということで活用ということで今検討しているというところでございます。

○4番（中沢真佐子君） 介護、残ったところをフルに活用するということだと思うのですが、やはりコロナのことを考えると、余裕のある病床が必要ではないかというふうに思いますけれども、余った分を、使用していない分をそういうふうに全部使った場合、コロナへのベッドというものは確保されますでしょうか。今でもなかなか確保は大変だと聞いております。ただ、加茂は三条などと比べると、感染したときに、例えば平成園の方は加茂病院に入院することができる、近くの病院に入院することができるという話を聞きました。三条などでは、コロナにかかった方が新発田の病院だとか上越の病院に入院してきたというような方がいらっしゃるという話です。加茂病院も感染症のことを考えて、これからよく話をしたいと思っています。いかがでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） コロナに関しての病床の確保なのですが、今現在も加茂病院、10床程度でしょうか、確保はしておるところでございます。県全体として、コロナに関しては病院全体が頑張っているという状況でございますし、加茂病院についても、こういったコロナ禍でございますので、病床の確保等につきましては私どもも要望していきたいというふうには考えておりますし、県の病院局もその辺は十分に考えているというところでございます。

○4番（中沢真佐子君） 先ほども市長から説明いただきましたけれども、崇徳会というのは田宮病院という精神科の大きな病院を持っていらっしゃるというふうに聞いております。そして、その病院から加茂病院に精神科の外来をつくっていただいて、精神科の人たちの軽症の身体的疾患に対応してもらえるようなことになれば、大変生活しやすくなるという意見を伺っております。精神科疾患のある方たちは、ちょっとけがしただけの何かあったとしても、やはり普通の方と対応するのが難しく、どうしても三条とか長岡とかに行かれることとなります。そして、その方たちは、ベッドを、県央基幹病院に対しては幾つかの精神科の病棟を準備して、軽い対応のときにはちょっと入院もできるような設備にしてほしいという要望を県のほうに出されたと聞いております。せっかく崇徳会の先生がいらっしゃるのですので、もしそういう精神科の外来とかができたら、それは精神疾患の方に限らず、今は若い人たちも心の悩みをいっぱい抱えていらっしゃると思いますので、そういう意味で患者の幅が増えるのじゃないかというようなことを期待しております。ですから、市長は、崇徳会に決まったときに大変前向きな発言をされておまして、これからよくなっていくのではないかと期待しているというお話が、ネットですが、載っております、そしてこちらからいつでもコンタクトを取っていきいたいというような意思がおりだということですので、これから開院する前まででもいいですし、開院してからも、やはり住民のそういう意見を届けていけるよ

うな機会をぜひつくっていただきたいと思います。

この件に関しては終わろうかと思ったのですけれども、もう一つ、例えば骨折とか脳梗塞とかで県央基幹病院に入院した場合、急性期が過ぎれば、すっかり過ぎなくても、やはり病院を移ることになると思うのですけれども、そういうときに加茂病院に帰ってくるような体制があるのかどうか、つくれるのかどうかがとても気になっております。骨折をして、例えば10日間ぐらいいて、一番多いのは高齢者の大腿骨の頸部骨折とかだと思うのですけれども、そして加茂に来て、加茂のリハビリを受けられるのか、そういうところについてはいかがでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 県央医療の再編につきましては、県央基幹病院、そこで手術を集約するというごさぎまして、回復期の患者さんにつきましては地域密着型病院、加茂病院はそこに入っていますし、あと吉田病院、あと済生会三条病院、そこが回復期の患者さんを診るという役割になりますので、手術が終わって、回復するという方につきましては、加茂病院で再度入院になりますか、入院して、在宅に戻すというような診療になるかと思っておりますので、回復される患者さんにつきましては加茂病院で診るという役割になります。

○4番（中沢真佐子君） 現実的に骨折をした高齢者が10日ぐらいいて加茂病院に帰ってこれるのでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 10日間ですよ。現にその方の病状によって何日間、10日間がまた14日間とかになるかもしれませんけれども、回復の状況によりまして加茂病院にまた移るということになりますので、10日間とは言わず、それがまた12とか14日間になるかもしれませんけれども、回復期にある方については加茂病院に移るということになりますので、お願いしたいと思っております。

○4番（中沢真佐子君） 住民が心配していることはまだまだあると思っておりますので、これから県のほうも必要時、説明会を開いていくと話されておりましたので、やはりそういう場所で崇徳会の方にも開院前からそういう話し合いに入ってほしいという市民からの意見もこの前、説明会の中で出ておりました。そして、県のほうもそういうふうな形で進めていきたいというような話もありましたので、これからの説明会でまたいろんな話ができて、そしてできるだけ市民が便利になるような形で進めていけるのじゃないかと思っております。これで病院については終わります。

それで、平和についての加茂市の取組ということですが、コロナの様子を見ながら、今後検討していきたいということですが、今年はコロナ禍ではありましたが、新潟県からも100人を超える中学生が平和式典に参加したという話がメディアに載っておりました。そして、参加した学生、中学生は、現場に行って、リアルに、世界の人たちもみんなこのことに興味を持っているのだということが分かったし、自分も知らないことを学んだし、これは伝えていかなくちゃいけないというような感想を述べている方もいました。ですから、今核が大変世界中で危機感を持って、核がどうなるかということに危機感を持っていますけれども、やはり核廃絶しかないという広島市長の話とかを聞きますと、私たちもいろいろ活動しながら、そういうところにたどり着いていけたらいいなと思っております。市で8月に例えばホールを借りて、場所を準備して、そういういろんな原爆の展示のようなことをされるということについてはどうのお返事でしたかね。私もよくちょっと……

○議長（滝沢茂秋君） 併せて検討していきたいと思っております。

○4番（中沢真佐子君） 併せて検討ですね。やはり急ぐというよりこつこつと進めていって、何かあったら武力と武力だというような考えに至らないようにすることが世界を滅亡から救うことになると思っております。

ので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。特に中学生の派遣についてはいかがでしょうか。また来年から始めるとか、そういう見通しは立ちませんか。

○教育長（山川雅巳君） 中学生の派遣ということでございますけれども、諸準備等ございます。もちろんこれから検討していくということでございますので、前向きに検討していきたいということでございますので、これからどういう方法、ルート、どんな課題があるか、その課題をどういうふうに解決していくかというふうな部分も含めまして検討をしていかなきゃならんだろうと。もちろん予算もございますので、その予算のほうも見通しも立たないうちにどうこうという部分もできませんので、一応前向きに検討させていただきたいというふうなことでございます。今コロナ禍というふうな話がございました。確かにコロナの問題点、これかなり対策を講じていかなきゃならない部分ございますので、その対策を講じた中でうまく進めていければいいなと思っております。

また、平和教育につきましては、これ大事なことだと思っております。子供たちがよく七夕の短冊に、世界が平和でありますよになんていう短冊が載っております。あんなのを見ると、学校教育や、あるいは様々な部分のところで、子供たちは平和についてすごく深く感じているところなのではないかなと思っております。そういうふうな意味から、この派遣というふうなものも非常にいい、意義のあるものだなと思っておりますので、そんなふうな今考え方で思っております。よろしく願いいたします。

○4番（中沢真佐子君） 教育長さんは、今までいろんな学校に行かれて、きっとそういう平和式典に派遣している学校にも行かれたと思いますけれど、ちょっと感想をお聞かせ願えますか。実際のな、ちょっとこういうことがあったとか、そういうことをお聞かせください。

○教育長（山川雅巳君） ありがとうございます。私実は派遣している学校には赴任しておりませんが、私自身が、これはもう遠い昔の話になるのですけれども、若いときです、20代の頃に広島へ派遣ということで行かせていただきました。8月6日のときに記念式典にも参加させていただきました。そんなときにほかの市町村からも子供たちが来ているということも十分存じておまして、その派遣をされた子供たちはやはりその式典に行つて非常に勉強になったというか、もう見方が変わっていくわけでありまして。例えば折り鶴の問題がありますよね。あの折り鶴の塔のところへ行つて、千羽鶴を置いてくるという、そのことの活動を、取組見ていると、派遣された子供たちだけではなくて、派遣をする前に子供たちが1つずつ折り鶴を折るのです。そのときに平和を祈つてという意味で、各学校といたしますか、学級で指導を受けるわけでありまして。こんなに平和って大事なのですよということを指導を受けるわけでありまして。また、これは、今たまたまではありません。今日は、しっかり持ってきました。公民の教科書にしっかりと載っています。ここには「核なき世界の実現へ」という、そういう題名でもう載っているわけでありまして。世界平和については、実に20ページにわたつて書いてございます。子供たちは、これらを大事にしながら、これらの学習を通して深く学んでおります。これ社会科だけですけれども、それだけでなく、道徳もしっかりと勉強しております。平和について、平和の尊さについて、戦争のいろんな物語とか、そういったのを通して勉強するわけでありまして。ですので、そういう平和の感覚というのはかなり子供たちは研ぎ澄まされているんじゃないかなと、そんなふうに思います。そういう意味で、派遣は非常にいいことだなどという認識でおります。ですので、実際に派遣する学校には行つておりませんが、恐らく効果はあるだろうなという認識でございます。

以上です。

○市長（藤田明美君） 基本的には教育長が答弁したとおりなのですが、先ほど教育長のお話にもあったとおり、今現在加茂市で広島の平和記念式典に参加したことがある人がいないので、責任ある立場の人、大人がまず1回参加してみて、それで判断まずはしてみたいなというふうには今考えているところ、要はいきなり子供ではなくて、まずちゃんと大人が行って、まず現地に行ってみて、どういう式典かどうかわからない状態で子供たちを派遣できないので、それから判断したいというふうには今のところは考えています。

○4番（中沢真佐子君） 大人が行くというのは、どういう方が行くのでしょうか。

○市長（藤田明美君） 基本的には私か教育長になるというふうには考えていますけれども、そうやって、まず参加できるかどうかまだ分からないので、そういうところも考えながらというふうになると思います。

○4番（中沢真佐子君） ぜひ参加していただいて、そしてこれを実現させていただきたいと思います。そして、来年には間に合わない、今から参加しないとということになりますと、来年には間に合いませんので、まず参加しているほかの市のことをちょっと市長さん同士で情報を交換していただいて、そしてもう予算はおおむね決まっているかと思えますけれども、今聞いた金額ですので、やはり思い立ったら実施して、そしてその結果を検証していったらどうかと考えます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて中沢真佐子君の一般質問は終了いたしました。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） れいわの風、森友和でございます。令和4年9月定例会に際しまして、かも美化サポーター事業について、そして加茂市が所有する土地の活用について一般質問をいたします。

令和4年4月1日より施行されましたかも美化サポーター事業は、一般にアダプトプログラムと呼ばれる、住民による土地への愛着を地域の美しい環境保全につなげる、またその環境保全活動を通して土地への愛着を育むことが期待される制度として、私もその施行を心待ちにしておりました事業です。しかしながら、全9条から成る当事業の要綱を拝見いたしまして、幾つか疑問を感じる点がございました。私がこのアダプトプログラムに寄せる思いと提案をいたしました理由について御説明いたします。加茂市の財政は、基金残高が順調に積み上がってきてはいるものの、依然として厳しい状況にあります。これまで、また現在もそうですが、市内におけるこの事業でいいますところの美化は市の財政負担を基になされているところが多く、事業者への依頼、シルバー人材センターへの依頼、地域の自治会、またそのほか各種地域団体への依頼を通して各地の美化は保たれているという形になっていました。しかしながら、限られた

予算の中で市内隅々まで行き届いた美化を実現することは難しく、加えて恐らく最も安価な対価で美化に貢献してきた地域自治会及びそのほかの各種地域団体の方々の高齢化は各地の美化活動の継続を困難にしています。加茂市内の人口が減少していることを鑑みれば、時間が解決する問題ではなく、意図的な施策を打たなければ、加茂市内の美化活動は次第に弱まります。限られ、そがれ行く市内の資材、人材等のこうした状況を背景に、特に人的資源の可能性を掘り起こすべく、住む方々、関わる方々、訪れる方々のその土地への愛着の力をもって美しい地域を実現しようと御提案いたしましたのがこのアダプトプログラムでございます。

さて、ここでも美化サポーター事業の要綱の内容について触れたいと思います。要綱第8条、市の役割には、この事業を通して地域の美化に貢献くださる、この事業でいうところの美化サポーターに対して、以下のような支援を行うとなっております。1、活動に必要な物品、用具等の支給または貸与。2、ボランティア活動保険の加入手続及び掛金の負担。3、美化活動者名を表示した看板等の設置。4、その他活動に必要な支援。これに加え、ウェブサイトのページ上には大量ごみの回収とあります。この中で、特に1に掲げられた活動に必要な物品、用具は別紙に一覧がございます。内容を御紹介します。ほうき、活動構成員4人に1本。トンゴ、活動構成員4人に1本。ちり取り、活動構成員4人に1本。ごみ袋、活動構成員1人に5枚。熊手、活動構成員10人に1本。土のう袋、活動構成員1人に5枚。竹ぼうき、活動構成員10人に1本。軍手、活動構成員1人に1組。鎌、活動構成員4人に1本。てみ、活動構成員10人に1枚。てみというのは、大きなちり取りみたいな、こういう大型のものです。これを見ますと、4人集まってやっと1本の鎌が支給され、竹ぼうきやてみを手にするためには10人の構成員を集めなければいけません。私は、この活動に必要な物品、用具等に挙げられているものをもってして、美化活動に必要なとされる十分なパフォーマンスは発揮することができないと考えました。必要な支援にはなっていないのではないのでしょうか。

次に、市内に点在する市が所有する土地の活用について。この質問も、限られた市内資源をいかに活用して、各種活動の活性を高めるかという視点からの質問です。市内には、各地に市所有の土地がございます。お伺いすると、これら市の財産としての土地には行政財産と普通財産との2つに大別されるとのことでした。主に普通財産としての土地が対象になるかどうかとは思いますが、これらについて一定の条件を付すなどして市の管理体制を担保しつつ、市民の各種活動の中で有効に利用することはできないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。1つ、現在運用されているかも美化サポーター事業実施要綱の第8条、市の役割に示された支援及び別紙に示された支給清掃用品の各項目とその支給要件は、どのような環境及び規模の活動を想定して決定されたのでしょうか。また、担当課内でどのような経過を経て決定されたのでしょうか、お伺いいたします。

1つ、当該制度の運用開始以降、その制度内容に対する要望が市民からありましたら具体的にお聞かせください。また、今後そうした要望に沿って変更していく予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

1つ、市内に点在する市所有の土地について、現在活用の度合いが低いものについて、地域の各種団体に半年や1年ごとの更新制のような形で貸与することはできませんでしょうか。お考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上といたしまして、再質問は発言席より行わせていただきます。

〔1番 森友和君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森議員の御質問にお答えします。

初めに、かも美化サポーター事業についてです。加茂市においてアダプトプログラムを導入するに当たり、予算措置においては1グループ20人が地域の公園の美化活動を行うことを想定し、初年度は15団体の登録を見込みました。要綱を作成するに当たり、先進事例のある三条市を視察し、導入の経過や参考資料を御提供いただき、その内容を参考にしました。要綱案は、関係課と協議を行い、市長決裁を経て決定しています。

事業開始後、登録団体からの要望は現在まではありません。今後要望があった際には、内容をよく確認し、対応したいと考えています。

次に、加茂市が所有する土地の活用についてです。市所有の財産については、地方自治法により、その範囲及び管理、処分について規定され、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産には、市が使用する庁舎などの公用の目的に供される公用財産、学校や道路といった住民が一般的に利用し、公共用の目的に供される公共用財産があります。また、行政目的を終え、用途廃止された財産を普通財産として管理しています。なお、行政財産については、その用途や目的を妨げないことを条件に貸付けを行うことができ、普通財産については貸付けや売払いを行うことができます。御質問の現在活用の度合いが低い市所有の土地については、行政目的を妨げない一部の行政財産及びそれ以外の普通財産が該当するものと思われま。このような土地については、現在御要望があるところは貸付けや売払いを行っていますので、条件によっては貸付け等を行うことは可能です。

なお、今後公共施設のマネジメントを行うことで、利用性が低く、維持管理等が継続的に必要となる財産が増えていくことが想定されますので、建物の除却等や財産を確保できるような有効的な活用方法等を含め、積極的な利活用を検討していきたいと考えています。

答弁は以上です。

○1番（森友和君） 御答弁ありがとうございます。まず、土地のほうからちょっとお伺いさせてください。

おおむね前向きな御答弁かなというふうに理解したのですが、今回質問に際して想定したのが、どちらかというと小さく持っている土地のようなところを想定しておりまして、そしてまた利用する団体は購入するような、会計をしっかり持った、財源をしっかり持ったような団体ではなくて、地域の中で活動しているような団体をイメージして質問させていただいたのですが、今後そういう土地が増えてくる可能性があるというところで、利活用を含め検討するとあるのですが、その検討の際にぜひちょっと加えていただきたいのが、市の土地を利用するということが市民にとってより近いところに置けるような制度をもし御検討いただけるようだったらお願いしたいと。つまりこれまでも恐らく商工会議所だったり、あとはJCだったりYEGだったり、僕ら関わってきたような大きな、ある程度の会計を持った団体というのは当然市長とも関わり深いですし、また市との距離というのも様々な活動、事業を通して一緒にやってきているので、市の何かを借りるとか、そういうことについては非常にハードル低く、相談もしやすい状況にあると思うのですが、これ後に続きますこういったボランティア活動の団体だとか、地域のお父さん、お母さんたちとかが寄って集うみたいなのところの方々が何か市の物品だったり、土地であったりを借りようとすると、これどうしたらいいのだと区長に相談して、何かしたほうがいいのかとか、すごくその段取り

について悩ましいと。そこまではするのだったらちょっとやめておこうかというような、そういった流れが容易に想像がつくのです。これを制度として貸すことができるのであれば、条件付で貸与することができるのであるというようなものが制度としてちゃんと見えるような形になると、市民としても当然の権利としてそれに申請をしやすくなるのじゃないかなと、僕はちょっとそう考えたのですが、もし今後検討するということであれば、そこをぜひ少し検討の中に入れていただいて、実際施行していただければ一番ありがたいなとは思いますが、そういったハードルを下げると、市民と行政財産との距離を縮めていくと。行政財産というか、行政が持つ財産についての距離を縮めていくような方向の施策をぜひ検討いただきたいというところがこの質問の意図でございました。

実際なのですが、僕の近場のところから例示させていただくのですが、私皆川にありますが、上条に出れば、ちょうど平成園から皆川に入っていくところの角地みたいなところに、多分コンクリートか何か、U字溝か何か積み上がっていて、もう草も生え放題みたいな、ちょっと三角形みたいな形をしたところがあるのですが、ああいうような土地、草生え放題で、これ多分誰かが刈らないといけないのだけれども、でもこの土地ちょっと使わせてほしいなと僕は一瞬思ったときがあったのですが、ちょっと問い合わせしてみたところ、駄目だというお返事だったのです。ただ、地元からすると、何かU字溝が積み上がっていて、草が生え放題になっているこの土地が有効に使われているとは到底思えない中で、その回答をいただくと、何となく、うんみたいな気持ちになってしまうと。草生え放題は、今年すごくこの地域も草が伸びたので、仕方ないのかなと思う一方で、やはり管理するにしても、この後にも質問でもありますが、なかなかそんな細やかに全部の土地を見ていくことができないと。そういった中で、市が持っている土地、どうしても活用しているとは思えないその土地があって、市民がそれを使うことができないみたいなところに何となく疑問を感じるわけです。これ使うことができれば、そこを当然草刈りますし、何かしらの用途に使われるわけですから、何かしら市の中の活動に利するという形が組めるということができますので、何かその辺をイメージしての要望と質問であったというふうに、各種関係課長、ぜひ御検討の俎上に上げていただきたいなというところでここは締めまして、今回の質問のメインはアダプトプログラムのほうです。

答弁によってはすぐ終わっちゃうかなと思っているのですが、市長、先ほど私読み上げたのですが、要はこのアダプトプログラムに当たって、答弁にもありますが、20人というふうにありました。市内でボランティア団体で20人を超える会員がいる組織というのは、どれくらい現在あるのですか。市長でも関係課長でも、よろしくお願いします。

○環境課長（石附敏春君） 申し訳ございません。私のほうでは把握はしてございません。

○1番（森友和君） すみません。ボランティア団体って市が今現状どれくらいあるのかって把握できていないようなので、それは承知しておりました。恐らく20人を超えるような組織って、新しくつくろうと思ったら相当難しいと思うのです。今、河川敷だったり各自治体の草刈りを行うような団体、恐らく建設課は依頼をかけて、シルバーさんとか地域の小さな団体に依頼をして、公園の管理だとかしていただいていると思いますが、その中で20人を超える団体ってありますか。シルバーさんは別としても、地域の団体、自治会で20人を超えるというところはありますでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 把握はしておりません。

○1番（森友和君） すると、把握ができていない。環境課も建設課も、今加茂の美化に貢献してきている

団体が一体何名で構成されていて、そしてその年代についても、恐らく年代は高齢化してきているだろうと察しはつくとは思いますが、状況があまりよく分からない状況でこのアダプトプログラムというのが組まれたのではないかというのが何となく今の回答からも察することができるのですが、私大分ボランティア活動として、今各種公園のようなところだったり河川敷だったり、出ているのですが、恐らく3人とか4人とか5人とか、多くて七、八人みたいな人数でしかそういった活動の実動部隊は組織されていないはずで。そして、その活動、人数が少ない中で、一定の、この私が立っているところからこちら側、理事者側のこれぐらいのスペースを4人で1本の鎌を持ってやろうなんていうことは到底誰も考えないわけです。その中で、じゃどうしているかという、実際は草刈り機をもう皆さん持っていらっしゃるわけです。草刈り機を持っていたり、自前で鎌ぐらいは、ボランティア活動やろうという人たちですから、もう持っているわけです。それを、組織したので、支給しますという形は、やっぱりちょっとニーズに合っていないのではないかなと。これもし可能だったら、もう持っているものを支給されてもしょうがないわけですから、例えばこれ草刈り機使っていたら何が消耗していくかという、それは替え刃だったりオイルだったりして、ガソリンというのですか、混合オイルだったり、そういうもののほうが消耗していくので、もし支給いただける、もしくは僕は支給というよりは、経費計上して、対象経費となるものについて年ごとに補給するような形がいいのじゃないかなとは思っているのですが、支給するにしても、本当に必要となるようなものをしっかり現状を踏まえて支給するほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺、担当課長、いかがでございましょうか。

○環境課長（石附敏春君） 今議員の申されたことなのですけれども、まずアダプトプログラム始めるに当たりまして、答弁でもありましたように、三条市さんのほうを視察させていただきまして、資料等を頂いて、それを参考にさせていただきまして、あとアダプトプログラムというものがどういうものなのかというところはホームページ等で載っていますので、各地区のアダプトプログラムの事例を見させていただきました。その中で、今回かも美化サポーターの要綱をつくっていったということでございます。先ほど1グループ20名が地域の公園をとということも、予算取りの中で一体どのぐらいの予算を確保すればいいのかというところの計算の中で進めていったものでございます。初年度ということもありまして、なるべく多くの団体、応募いただきましたかったのと、それでなるべく多くの方に支給品が渡るということを考えて予算取りをさせていただいたということになっております。支給品につきましても、各団体のアダプトプログラムを実施している自治体のものを見させていただきまして、特に三条市の物品等も見させていただきました。そこにてみを、必要かなと思って追加させていただいたのは加茂市独自なのですけれども、そういった中で初年度始めております。今のところ地域要望等はないのですけれども、支給物品につきましても支給基準を設けさせていただいたのは、先ほど申し上げたとおり、予算取りの中で多くの方というところでもございました。三条市さんにお伺いしましたら、予算については、支給品につきましても年度末に各団体に要望を取り、その要望があったものについて、翌年度春先に支給をするというような形を取っておるようでございますので、それもまた参考にさせていただければと思っております。支給物品につきましても、どういったものが必要なかというところは、今議員さんのおっしゃられたような実情とかを鑑みていくべきなのかなというところはありますけれども、誠に申し訳ありません、初年度ということもありまして、私どものほうも他市を参考にさせていただく中で支給品というのを項目を設けたものでございますので、それは今後いろいろな形の要望の中で、検討していく必要がある項目についてはまた確認して、

検討していきたいというふうに考えています。

○1番(森友和君)　すると、お話をお伺いしていると、今後僕は三条市に要望したほうがいいですかね。三条市の制度が変わると加茂市の制度が変わるみたいなふうに聞こえてしまいそうな答弁だったのです。でも、僕はぜひ、環境課長、現場を見ていただくと、必要なものってすぐ分かるのです。今河川敷だったり、加茂川周辺中心にボランティア活動で活動されている方は結構いらっしゃいます。毎日いる場所もあれば、たまにしか動いていないところもあるのですが、その活動現場を見ると、いかに今回用意されたものが不要なのかというのが、実際に活動している人間にとって不要なのかというのが見えてくると思います。そして、20人という数字はちょっともう、1つのボランティア団体として集めるには厳しい状況かなということも1つ付け加えたいと思います。機械化で、機械を使わなければ作業が進まないぐらいの人数で、1人の作業量をなるべくたくさんのパフォーマンスを出せるように皆さん工夫しながらやっていくわけです。その中で、何とかこの制度で、少ない人員でもより広範囲を賄えるようなパフォーマンスを上げられるような制度をやっぱり組んでいくのが今現状加茂市の状況において必要な施策の方針じゃないかと思うのですが、環境課長、いかがでしょうか。

○環境課長(石附敏春君)　今20人のところが取り上げられているのですが、このアダプトプログラム、特に20人という制限はございませんで、1人の方から何人の方でも申し込める形になっています。20人と言っているのはあくまでも予算取りを考えるに当たってということでございますので、別に今1人の方でやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、五、六人でやられる方もいらっしゃいますし、大勢でやられる方もいらっしゃいますので、人数的なところは特には設けてございませんので、人数少なくてもっと効率的にということで、その要望が上がってくれば、それはそれで考えていくべきところだというふうには考えています。

○1番(森友和君)　加えて、ぜひ現場を一度御覧いただきたいなというふうに思います。もしよろしければ僕も一緒に同行しまして、一緒に作業してもいいかなと思います。実際どれくらい大変な作業で、時間当たりどれくらいしか進まないのかみたいなのを体験していただくと、これ制度、これをしいたからといって、それだけで成果が得られるかという、なかなか難しいという様々な課題がすぐに御理解いただけたらと思いますので、これはまた今ここで回答を求めるものではございませんが、ぜひちょっと御検討いただきたいなというふうに思います。

ちなみに、20人というのは、僕もここに書いてあるので、20人と申しましたが、実際はもっと、実態は承知しておりますので、そこは承知して質問しております。

とはいえ、僕ちょっとここ気になっているのですが、この話、アダプトプログラムがそもそも上がってくる経緯の部分について、今担当課長、もしかしたら御存じないのじゃないかなという気が答弁でしたのですけれども、前課長との引継ぎにおいても、その辺もしかするとうまく話が通じていないのじゃないかなという気がいたします。私このアダプトプログラムを提案するに当たって、状況の説明等はこの議場の場でも大分説明した記憶があるのですが、そこを含め一度確認いただいて、アダプトプログラム、何でこれ話が上がってきたのだみたいなのもぜひ御承知いただきたいなというふうに思います。

この話ここで締めまして、次に、物品はいいのですが、ボランティア保険のところをちょっと聞きたいのですが、このボランティア保険ってどこの保険でもいいのですか。何か対象としている保険はあるのでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 登録申請いただいた中で、人数が申請されますけれども、それに応じて私どものほうで保険を掛けているということです。その都度申請があって、人数が増えれば、保険をこちらのほうで掛けるという形でやっております。

○1番（森友和君） 具体的にはどこの保険なのですか、これ。

○環境課長（石附敏春君） ボランティア活動保険という形で東京海上日動火災保険に掛けてございます。

○1番（森友和君） ちょっとその保険の内容になっちゃうので、分かる限りでいいのですが、この保険って、これ通年で適用になっているのでしょうか。それとも、ボランティア活動する日を申請して、都度日時を決めて掛ける保険なののでしょうか。教えてください。

○環境課長（石附敏春君） 掛けた日から1年という形で、いつやっていただいてもオーケーだということです。

○1番（森友和君） ありがとうございます。そうすると、いつ出ていっても大丈夫ということですね。

なぜここをお伺いしたかという、これも1つ現状として承知おきいただきたいなと思っているのですが、今、年配の方はともかく、若い方をボランティアに引き込もうとした場合、引き込むってちょっとよくないか、一緒に参加してもらおうと思った場合、同じ日、同じ時間の同じ場所に集まって一緒にやりましょうということがすごく難しいのです。それぞれお仕事もいろいろだし、家族サービスの時間だとか、いろいろありますので、そういった中で同時刻に同じ場所というのがすごく難しい。すると、組織は一緒だけれども、基本的に活動は個別でやっていって、ある程度SNSか何かで共有をかけていくみたいな形でしか若い方は難しいだろうというところなのです、実際にやってみていくと。その中で、期日決めてみたいな保険の掛け方だとすごく不便だなというところでお伺いしたのですが、そういった実情も、これ今保険は大丈夫そうなので、安心しましたが、ボランティア組織の形態みたいなものをイメージされるときにぜひこれも加えて、この制度設計等々をこれから検討いただきたいというふうに思います。

ちなみに、市長に聞いてみたいのですが、市長、これ決裁されたときにどんなイメージで、この物品のほうですか、物品とか、この制度設計においてちょっとどんなお気持ちでここを決裁されたのかなというところを1つお伺いしたいと思います。

○市長（藤田明美君） まず、物品に関して、まず前提としてボランティアをされる人は、自分のやっぱり使うものは自分で持っているだろうなというふうな認識はありました。本当に初めてのことなので、一から、このかも美化サポーター事業に限らずなのですが、やるときに、やはり他市ののを参考にすることが多いです。今回特に近くで三条市さんがやられていたので、三条市ののを参考にしつつあったところは、私は妥当だと思います。その中で運用していったら、加茂市に合わないところがあれば、そこはその都度変わっていけばいいというふうに思っているのですが、それ全てじゃないですけども、ボランティアをやっている人の声を聞きながら、よりやりやすいとか、使いやすい運用にしていけばいいのじゃないかなというふうには思っていました。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すると、この制度は今後変わる余地が大いにあって、来年あたりにはまたちょっと要綱の内容が変わってくるのが期待できるということが御答弁から分かりました。とても質問してよかったなというふうに思っています。

また、私個人的には、三条市よりもさらに美しいまちが加茂市は実現できるというふうに信じて、この制度、当然いい形の要綱が出れば参加させていただきたいと思っていますし、行く行くは加茂の美しさは

この県央地域でも有数のスポットとして知れ渡ることになろうかと思っておりますので、ぜひそういう気持ちで各種関係課長の皆さんもこの制度について注視していただき、足りないものはまた追加していくようなお気持ちで臨んでいただけたらうれしいなということを申し上げまして、私一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森友和君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時19分 散会